

区長の町内会業務細則

1. 区の代表として	<p>1. 半田山ハイツ町内会規約第13条第4項に則って区を代表し、自区内の融和と隣区との調和を図るようにつとめる。</p> <p>2. 役員会へ出席し、町内会議事運営に参画し、事業執行の推進に当たる。</p> <p>3. 年1回程度、適当な時期に、自区会員を集めて懇談会（区会）を開くなど、会員の意思疎通を図る。</p> <p>4. 年度末（3月31日）までに緊急連絡網の変更箇所を総務部に連絡する。</p>
2. 連絡と回覧	<p>県・市・町内会及び愛育委員等からの配布物・連絡事項等は、自区内へできるだけ早く配布又は回覧する。</p> <p>また、区からの連絡事項を、総務部地区担当理事（以下地区担当理事と称する）を経て、町内会へ届ける。</p>
3. 集金等の業務	<p>1. 町内会費については、上期分を5月に、下期分を10月にそれぞれ集金し、領収書を区長の領収印を押して、会員に渡す。（別紙「会費規定」参照のこと。）</p> <p>集金した会費は、地区担当理事へ届ける。</p> <p>（新入会員からの集金については、8項に記載）</p> <p>2. 日本赤十字社の会員募集と集金を行い、婦人部・高齢福祉部理事へ届ける。</p> <p>3. その他町内会からの要請に応じて集金を行う。</p> <p>【町内会費、入会金免除の特例】</p> <p>世帯全員が要介護などのために施設入所や親戚宅などに身を寄せている場合は町内会費を免除、また、これらの方が留守宅に戻った場合は入会金を免除することができる。</p> <p>※トラブル防止の為、お金の受け渡しは必ず領収書や出納帳等に記録を残してください。</p>
4. 町内会の大掃除に際しての業務	<p>春と秋に町内会の一斉清掃を実施するにあたり、1世帯1名参加のもとに、区長は自区内参加者をまとめ、環境保健部の指示に従って清掃作業を割り当てる。</p> <p>欠席世帯については1回当たり2,000円の不参加料を徴収し、地区担当理事に届ける。</p> <p>ただし、1)参加対象者は当該年（1月1日～12月31日）に満19才以上になるものとし、2)世帯内の参加対象者全員が当該</p>

	年（1月1日～12月31日）に満75才以上になる場合には参加は自由とし不参加料を徴収しない。なお、要介護、要支援などで参加困難な場合はこの年齢基準の限りではない。
5. 集会所の清掃	集会所の清掃を、区持ち回りで月1回実施する。なお、鍵は集会所管理理事等から借り受けること。
6. 防犯防火への協力	1. 町内会防犯連絡員として自区内の実情（犯罪・暴力・青少年非行等）を防犯防火部理事を通じて町内会長に連絡する。 2. 自区内の防犯灯の点灯不備・消火設備の異常等は、速やかに防犯防火部に通報する。
7. 学区内の諸行事への協力	体育協会などの主催する行事などについては、町内会長又は福利厚生部等の要請に応じて、自区内の出場者又は参加者の推薦などに積極的に協力する。
8. 新入会員への対応	1. 新入会員（世帯）にお渡しするもの （1）「新入会員の皆様へ」のしおり （2）半田山ハイツ町内会規約 （3）半田山ハイツ町内会役員名簿 （4）半田山ハイツ町内会住宅地図 （5）ゴミ収集説明書 （6）防災マップ 2. 新入会員から提出してもらい地区担当理事に届けるもの （1）異動通知書 （2）町内会住民台帳 （3）町内会入会申込書 3. 集金して地区担当理事に届けるもの （1）入会金1,000円及び町内会費（入居の月から1ヶ月当たり300円） （2）次の各号いずれかに該当する場合は、集会所維持負担金（建設基金ともいう）として20,000円 ①家屋を新築又は中古住宅を購入して入居した場合 ②同居家族が他の区画に新築して独立し、家を構えた場合 ③現在入居している家を貸家にして、他の区画に新築又は中古物件を購入して入居した場合 ④借家や社宅を新築又はこれらの中古物件を購入した場合（家主に納入してもらう） 〔注〕所有者の変更等に関わらず、同じ親族が既存の家屋を壊して、その後に家屋を新築したときは、本細則では新築とみなさない。ただし、既存の家屋を壊して、概ね1年以上経過した更地

	に新築したときは、新築とみなす。 (別紙「会費規定」参照のこと。)
9. 会員の異動報告	自区会員に異動があった場合は、速やかに「異動通知書」に記入してもらい、地区担当理事に届ける。
10. 会員が死去された場合	1. 当該区の区長は、ご遺族の意向を聴いた上 (1) 死去された方の氏名・年齢・死亡年月日 (2) お通夜と告別式の日時と場所 を記した訃報(原稿)を、同地区担当の理事及び地区選出の副会長(又は会長)に連絡する。 (なお、地区担当理事・副会長等関係者は、必要に応じて「告別式のおしらせ」を全戸分印刷し、地区担当理事→区長のルートで全戸に配布する。) 2. 当該地区の区長は、向こう三軒両隣の方をはじめ自区内の方々の協力を得て、葬儀の手伝いを主導する。
11. その他	町内会からの依頼事項については、その都度善処する。

付則

1. この細則は、平成8年2月28日から施行する。
2. この細則は、平成15年6月11日改定した。
3. この細則は、平成22年4月1日一部改定した。
4. この細則は、平成29年4月23日一部改定した。
5. この細則は、平成30年4月22日一部改定した。

(参考)

半田山ハイツ町内会規約(抜粋)

(役員の職務)

第13条 1～3省略

- 4 区長は区を統括、代表して、本会の事業遂行を推進する。